

政務活動費・使途及び運用の具体的基準(内部規程)

令和2年10月21日改正

使途項目				
内容	対象経費	支出の詳細や基準		留意事項及び事例
<b>①調査研究費・②研修費</b>				
①議員が行う市の事務、地方行財等に関する調査研究及び調査委託に関する経費  ②議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	①調査等委託料	調査・研究にかかる委託料		<ul style="list-style-type: none"> <li>講師の飲食代は不可</li> <li>研修会案内文については添付</li> <li>党費、党大会参加費は不可</li> <li>カンパ、賛助金等は不可</li> <li>「〇〇を励ます会」などパーティー参加費などは不可</li> <li>政党、政治団体の年会費的なものは不可</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>「和泉市職員の旅費に関する条例」の規定を準用した旅費計算の額以内とする</li> <li>鉄道運賃などは支払証明書をもって領収書に代えることができる</li> </ul>
	①②資料等作成・印刷費			
	①②配送料			
	②講師謝礼金			
	謝金・謝礼	実費とする		
	派遣費	実費とする		
	②会場借上費			
	②器材借上費			
	②参加負担金・会費	実費とする		
	①②旅費			
宿泊費	実費とする			
交通費	実費とする			
鉄道運賃費				
タクシー代				
レンタカー代				
自家用車				
ガソリン代				
高速代				
駐車場代				
<b>③広報費・④広聴費</b>				
③議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費  ④議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	③翻訳料		広報活動にかかる委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>市政報告書やホームページに後援会関係などが掲載されている場合は、按分によりそれらの分を差し引いた額を計上すること</li> <li>ホームページ運営経費とは、ホームページの作成、運営、更新などにかかる経費</li> <li>市政報告書等は各自で1部を保管</li> <li>茶菓子代は社会通念上妥当と認める範囲以内</li> <li>酒宴と誤解を受ける会議などに要する経費は不可</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>「和泉市職員の旅費に関する条例」の規定を準用した旅費計算の額以内とする</li> <li>鉄道運賃などは支払証明書をもって領収書に代えることができる</li> </ul>
	③広報等委託料			
	③ホームページ運営経費			
	③④資料等作成・印刷費			
	③④会場借上費			
	③④器材借上費			
	③④配送料			
	③④茶菓子代			
	③④旅費			
	宿泊費	実費とする		
交通費	実費とする			
鉄道運賃費				
タクシー代				
レンタカー代				
自家用車				
ガソリン代				
高速代				
駐車場代				
<b>⑤要請・陳情活動費・⑥会議費</b>				
⑤議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費  ⑥議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員としての参加に要する経費	⑤⑥資料等作成・印刷費			<ul style="list-style-type: none"> <li>要請・陳情活動の内容がわかる書類を作成・添付</li> <li>各種会議・意見交換会の案内文、資料など添付</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>「和泉市職員の旅費に関する条例」の規定を準用した旅費計算の額以内とする</li> <li>鉄道運賃などは支払証明書をもって領収書に代えることができる</li> </ul>
	⑤⑥配送料			
	⑤⑥会場借上費			
	⑤⑥器材借上費			
	⑤⑥参加負担金・会費	実費とする		
	⑤⑥旅費			
	宿泊費	実費とする		
	交通費	実費とする		
	鉄道運賃費			
	タクシー代			
レンタカー代				
自家用車				
ガソリン代				
高速代				
駐車場代				
<b>⑦資料作成費・⑧資料購入費</b>				
⑦議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費  ⑧議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費	⑦印刷製本費			<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究と関連の薄い、若しくは趣味や娯楽色彩の濃い新聞、書籍、雑誌(スポーツ新聞等)は不可</li> <li>所属する政党や政治団体などが発行する新聞、機関紙は不可</li> <li>同一図書などの購入は不可</li> </ul>
	⑦翻訳料			
	⑦資料作成委託料	資料作成にかかる委託料		
	⑧図書・資料等購入費			
	新聞購読料	2紙目からとする		
書籍代	実費とする			
資料代				
<b>⑨人件費</b>				
議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	補助員人件費(アルバイト)	給料、賃金、社会保険料		<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究活動の補助員としての業務内容が不明確なアルバイトは不可</li> <li>雇用に当たっては、労災保険や雇用保険への加入など必要となる場合があるので十分留意すること</li> </ul>
<b>⑩事務所費</b>				
議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	備品購入費			<ul style="list-style-type: none"> <li>資産価値につながるものは不可</li> <li>自己所有物件の賃借料は不可</li> <li>3親等以内、または生計を一にしている親族の所有物件の賃借料は不可</li> <li>賃借料・事務機器(リースなど)での支出は、単年度分の支出額が明確であること</li> <li>パソコン等とは、パソコン本体及び周辺機器並びにソフトをいう</li> <li>事務機器とは、カメラやテープレコーダーなどの記録用機器</li> <li>その他の事務用品をいう</li> <li>調査研究活動とそれ以外の活動を区分することが困難な日常的な活動に係る通信費等について上限を設ける</li> <li>インターネット関連経費とは、インターネット利用に係る回線使用料、プロバイダ料などをいう</li> <li>プリペイドカード等については不可</li> <li>タブレット所有、使用に係る経費は不可</li> </ul>
	パソコン等・事務機器			
	賃借料(リース)			
	事務所			
	パソコン等・事務機器			
	維持管理費	電気代等		
	修繕費			
	消耗品費	文具、用紙、フィルム、テープ代等		
	通信費			
	固定電話代	月額1万円以内とする		
携帯電話代	月額1万円以内とする			
インターネット関連経費	月額1万円以内とする			
<b>※ 支出できない経費</b>				
(1)選挙、政党、後援会活動及び私人としてのプライベートな活動に係る経費 (2)慶弔、餞別、見舞、パーティー券、飲食(広報・広聴費における茶菓代は除く)に要する経費 (3)その他、議員の政務活動に資すると認められない経費		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※ 政務活動に係る経費のうち、議員個々で按分が必要であると判断されたものについては<b>上限を8割以内とし、実態に即した按分率を使用する</b></p> </div>		

※ この内部規程は、令和2年11月1日から適用する。